

## 法人の寄付金に対する税制上の優遇措置

企業・法人から本学園に寄付をしていただいた場合、寄付金を当該事業年度の損金に算入することができます。次の2種類よりご選択ください。

### (1) 受配者指定寄付金（全額損金に算入できる寄付金）

私立学校の教育研究の発展のために、日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄付者（企業等）が「指定した学校法人」へ寄付していただく制度で、この制度を利用して私立学校に寄付をした企業等は、法人税法上、支出した寄付金の全額を損金に算入することが認められています。

手続きには、日本私立学校振興・共済事業団の「寄付金受領書」が必要となります。この書類は事業団より発行され、本学園を經由して寄付者にお送りします。

### (2) 特定公益増進法人に対する寄付金（損金算入限度額以内の場合）

特定公益増進法人として認められた学校に対して寄付をする場合に用いる寄付金制度で、一般寄付金の損金算入限度額に相当する金額と別枠で損金に算入することができます。

手続きには、本学園からお送りする「寄付金受領書」と「特定公益増進法人証明書（写）」が必要となります。

## 寄付制度損金算入限度額

(1) 受配者指定寄付金 全額可能

(2) 特定公益増進法人に対する寄付金  $(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$

※限度額を超える部分の金額は、一般寄付金として損金算入ができません。

参考  私立学校寄付金ポータルサイト <https://kifu-portal.shigaku.go.jp/>

 文部科学省 学校法人に寄付をした方に対する税制上の特例  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shinkou/07021403/003/004/002/001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/003/004/002/001.htm)